

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (新採用・一般職員用⑦ 解答・解説)

答え合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説などもご参考ください。

番号	正解	解説
1	×	倫理規程は、職員が倫理保持を図るために遵守して行動しなければならない「倫理行動規準」を定めています(倫理規程第1条)。その中に、「職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。」という規定も置かれています(倫理規程第1条第5号)。
2	○	契約の事務に携わっている職員にとって、 ・契約を締結している事業者等 ・契約の申込みをしている事業者等 ・契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等 が利害関係者となります(倫理規程第2条第1項第7号)。本問のような入札の手続の説明を聞きに来ている事業者等は、当該契約の申込みをしようとする意思を有するものと考えられることから、「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」に該当し、利害関係者となります。
3	×	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されており(倫理規程第3条第1項第4号)、利害関係者から提供される社用車に同乗することは原則として認められません。 ただし、①職務により訪問していること、②提供される自動車が日常的に利用されていること、③提供される自動車の利用に相当性があることの全ての要件を満たしている場合は、利害関係者の自動車に同乗することはできることとされています(倫理規程第3条第2項第4号)。
4	○	職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められています(倫理規程第3条第2項第5号)。茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であって、それを受けることによって職務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないことから禁止行為から除外されています。 なお、「その他の会合」とは、会議又はこれに準じた集まりに限らず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。

番号	正解	解説
5	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程第3条第1項第1号から第8号までに規定されている禁止行為をさせることは禁止されています(倫理規程第3条第1項第9号)。このことについては、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与を受けること、多数の者が出席する立食パーティーで飲食の提供を受けることなど、利害関係者から職員本人への行為であれば例外として認められるような行為であっても認められていません。</p>
6	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>職務として出席した会議において、利害関係者から弁当などの簡素な飲食の提供を受けることは認められています(倫理規程第3条第2項第7号)。しかし、立入検査は、権限を行使するという職務の性質上、ここでいう「会議」には含まれないこととされています。したがって、1,000円程度の弁当であっても利害関係者から提供を受けることは認められません。</p>
7	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>倫理規程第4条第1項では、私的な関係がある利害関係者との間においては、例外的に倫理規程上の禁止行為を行うことができるとされています。しかし、これは、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られています。</p> <p>本問の場合、大学のサークルの先輩・後輩という私的な関係に基づく付合いであるとしても、頻繁に許認可の申請が行われているという利害関係の状況を考慮すると、この先輩からごちそうになる行為は問題があると言わざるを得ません。</p>
8	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますが(倫理規程第3条第1項第6号)、割り勘により自己の費用を負担して飲食することは差し支えありません。</p> <p>しかしながら、割り勘をしたつもりであっても、自己費用負担額が不足している不完全な割り勘であった場合には、差額分の供応接待を受けたこととなるため、禁止行為に該当します。</p>
9	<input type="radio"/>	<p>利害関係者でない事業者等からであっても、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けることは禁止されています(倫理規程第5条第1項)。これは、そのような供応接待などは、職員からの何らかの見返りを期待して行っていることがありがちであり、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから禁止されているものです。</p>
10	<input type="radio"/>	<p>倫理審査会の公務員倫理ホットラインでは、国家公務員の倫理法令に違反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けており、匿名での通報も受け付けています。</p> <p>ただし、正確な調査を行うために、通報内容について、より詳細に確認が必要となる場合もありますので、可能な限り御連絡先(たとえばメールアドレスなど)をお知らせいただきますよう、御協力ください。</p> <p>※ 相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。</p>